

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富翔会の役員等の報酬及び費用弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事並びにこれら役職に相当する者で、理事長が認める者をいう。

(報酬)

第3条 役員等が法人及び施設運営のための業務又は理事会等に出務した場合に報酬等を支払うことができる。

2 前条の報酬の額は、次のとおりとする。

①理事長 月額 110,000円

②理事、監事、評議員 日額 5,000円

③前各号に掲げる者以外の者、1日につき5,000円を超えない範囲内において理事長が定める。

(報酬の支払方法)

第4条 前条の報酬が日額で定める者については、その職に就いた日から日毎に支給する。

(出張旅費)

第5条 役員等が法人事務のために出張した場合、別途定める報酬及び旅費等を支給することができる。

(委任)

第6条 この規程に定める者のほか、この規程の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

1. この規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年6月1日から適用する。
2. この規程施行日の前日までの間に支払われた報酬等は、この規程による報酬の内払いとみなす。
3. この規程は、平成21年2月1日から施行する。
4. この規程は、平成24年6月1日から施行する。